



パブリックスペース 活用ガイドライン

Ver. 1



令和8年（2026年）7月
札幌市



目次

1	パブリックスペース活用ガイドラインとは	1
	【コラム】Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン	3
2	パブリックスペースの活用イメージ	4
3	活用に必要な手続き	8
	①公開空地等の活用	9
	②公園の活用	18
	③道路の活用	22
	【コラム】JR駅自由通路（歩行者専用道路）の活用	26
	【コラム】条例広場の活用	27
4	活動内容により必要な手続き	28
5	活用実践者の声	35
6	さいごに	41
付 録		42
	お問合せ先一覧	45

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

パブリックスペースで、あなたの「やってみたい！」を実現するために、このガイドラインをご活用ください！



パブリックスペースを活用して、「新しい取組に挑戦したい！」「人々が楽しめる居場所づくりがしたい！」といったお考えをお持ちの個人の方や地域の団体の方にとって、「どのような活用ができるのか」「活用するためにはどのような手順や手続きが必要なのか」などを分かりやすく示したものが、このガイドラインです。



このガイドラインは、どんな人に向けて作られているの？

このガイドラインは、パブリックスペースを活用して新しいチャレンジをしてみたい人や、まちなかの居場所づくりに取り組みたい人に向けて作成しています！



このガイドラインでは、なにがわかるの？

○パブリックスペースの活用アイデア・ヒント
○パブリックスペースを活用するための留意点やルール
○パブリックスペースを活用するための手続き、問い合わせ先
などがわかります！

このガイドラインでは、パブリックスペースの活用に関する情報を、ステップを踏んでまとめています！



このガイドラインでは、パブリックスペースの活用にあたってのアイデアやヒント、また活用時のルールや留意点などに関する情報を、ステップを踏んでまとめています。ぜひ、ご覧ください。

STEP 1 ガイドラインを知る 使い方を確認する

まずはこのガイドラインを手に取り、目的や使い方を確認しましょう。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは
P 1 ~

STEP 2 どのパブリックスペースで、 何がしたいかを考える

活用シーンを参考に、ご自身がやってみたいことを考えてみましょう。

2 パブリックスペースの活用イメージ
P 4 ~

STEP 3 活用するための留意点やルール、 活用に必要な手続きを確認する

活用にあたっての留意点やルール、必要な手続きを確認しましょう。

3 活用に必要な手続き P 8 ~
4 活動内容により必要な手続き P 28 ~

STEP 4 使う、続けるための参考情報を 確認する

活用経験のある団体の知見や、活用の先に目指すことを確認しましょう。

5 活用実践者の声 P 35 ~
6 さいごに P 41

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

パブリックスペースってなに？



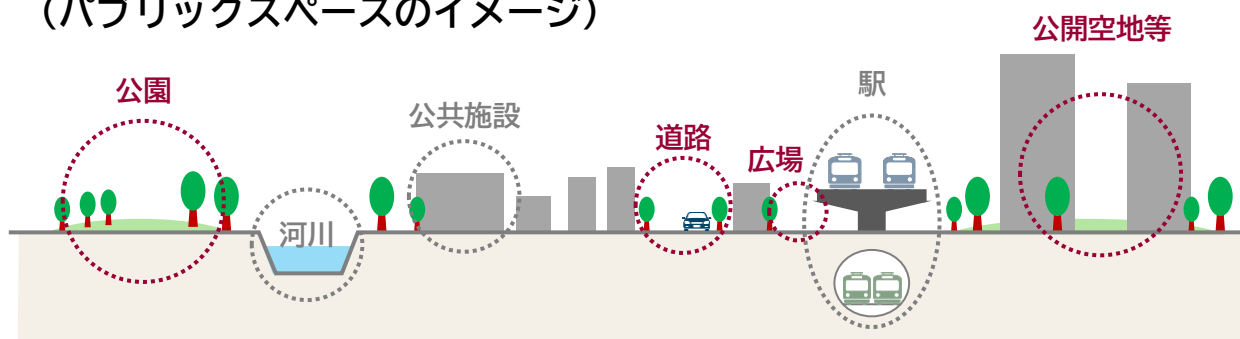
パブリックスペースとは、公開空地等、公園、道路、広場など誰もが自由に通行・滞在できる、一般に開かれた場所や空間のことをいいます！

パブリックスペースとは、公開空地等、公園、道路、広場など、不特定多数の方が利用でき、多様な人々が交流する開かれた場所のことをいいます。これには民間企業が管理する公開空地等のように、行政が管理する空間以外の一般に開放された空間も含まれます。

このような場所・空間は、まちに訪れる人、まちで暮らす人が、居心地よく過ごし、憩い、楽しむための重要な資源となっています。

なお、本ガイドラインで対象としているパブリックスペースは、**公開空地等、公園、道路、ＪＲ駅自由通路（歩行者専用道路）及び広場**です。

（パブリックスペースのイメージ）



※ パブリックスペースの管理者はそれぞれ異なります。

※ 公園や道路のうち、国や北海道が管理しているものは本ガイドラインの対象外です。

※ 広場は、札幌市条例で定められている「条例広場」のみ、本ガイドラインの対象です。



なぜ、今、パブリックスペースの活用が注目されているの？

人口減少が進み、ライフスタイルが多様化する都市の成熟期において、地域特性を重視し、地域価値を高めるまちづくりの必要性が高まっています。

地域特性を活かした地域価値を高める取組として、「パブリックスペースの活用」が注目されています。パブリックスペースの活用は、付加価値の高い空間を創出し、都市の魅力を高め、市民のシビックプライドを育む役割を果たします。

札幌市においては、令和8年3月に「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」を策定し、都市空間の中で、心も一緒に動くまちづくりに取り組んでいます。

このように、新たなまちの魅力をつくり、地域価値を高め、札幌市の今後のまちづくりを支える取組として、パブリックスペースの活用が着目されています。

**パブリックスペースを活用して
まちの魅力を高めよう！**



「つくる」から「つかう」まちづくりへ

Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン

札幌市では、「居心地が良く歩きたくなるまち（ウォークアブルシティ）」を実現するため、都心エリア、地域交流拠点及び住宅市街地エリアそれぞれにおいて、ハード・ソフト両面から効果的な取組を推進するためのビジョンとして、令和8年3月に「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、都市空間のコンセプトや、ビジョンを明確に推進するために、重要な要素を5つに分類し、行政だけでなく札幌の都市空間に携わる誰もが大切にするべき観点を重点方針として設定しています。

ビジョンの実現には、行政だけでなく、産学官民のそれぞれの強みを活かした「共創（Co-Creation）」が不可欠です。「共創」を進めていくために、「パブリックスペース活用ガイドライン」が活用されることを期待しています。

（都市空間コンセプト）

Well-Moving City SAPPORO

～いつでもどこでも誰もが心地よく、心も一緒に動くまち～

春夏秋冬、地上も地下も、ここに住む市民はもちろん、一時的な来訪者でも、いつでもどこでも誰もが心地よく、心も一緒に動くまち、札幌。

（5つの重点方針）



【Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョンについて（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/walkable/top.html#sakuteikentou>



1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

2 パブリックスペースの活用イメージ

まずは、どんなことができるかイメージしてみましょう！



■ 公開空地等の活用イメージ



地下鉄駅近くの空地を活用して、みんなでヨガ体験！

#アクティブガーデン
#青空ヨガ
#ヨガ好きとつながりたい



みんなでスポーツ観戦！

#ココノススキノ
#パブリックビューイング



練習の成果をみんなに披露したい！

#モユクサッポロ
#ジャズ



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

公園の活用イメージ



緑いっぱいの公園でみんなと一緒にアートを楽しみたい！

#公園
#絵の展示
#アートのある暮らし



冬でも外で過ごしたい！

#公園
#冬の屋外空間
#外でこたつ



夜の時間を楽しみたい！

#公園
#イルミネーション
#札幌市実証実験

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペース
の活用イメージ

3
活用に必要な
手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

道路の活用イメージ



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録



道路空間を広場に！？ 新しいまちの居場所づくりに挑戦！

#真駒内駅前
#居心地が良い空間づくり
#社会実験



地域の魅力を知ってもらおう！

#連絡通路
#情報発信
#きて・みて・たべる・しる



地域を楽しもう！

#本郷商店街
#萬蔵祭
#ほこみち

■ 広場の活用イメージ



いろんなキッチンカーをよんで、季節を感じながら食事を楽しみたい！

#アカプラ
#キッチンカー
#マルシェ

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き



みんなで大好きな映画を楽しみたい！

#アカプラ
#映画鑑賞
#野外映画館



冬でも楽しい遊び場をつくりたい！

#ふれあい広場あつべつ
#新さっぽろ冬まつり
#雪遊び

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

どのように使いたいのか、イメージはわきましたか？
では、次は使うために必要な手続き等を確認しましょう！



3 活用に必要な手続き

／ 使うために必要なルールを確かめましょう！ ／



これまでに取り上げたようなパブリックスペースの活用は、ルールを守り、適切な手続きを行い、許可を受けることで、企画・運営側に回ることができます。あなたもパブリックスペースの活用に挑戦してみませんか？

パブリックスペースの活用に向けて、まずは「場所（どこでやる？）」と「活動（なにをする？）」の観点から、全般的なルールを確認していきましょう。

場 所 　　どこでやる？ ～パブリックスペースごとのルールを知ろう～

パブリックスペースには秩序を保つためのルールが定められており、これに基づいて“できること”と“できないこと”が存在します。

制限は活動する場所や内容によって異なります。次ページ以降の、各パブリックスペースの個別事項から守るべきことを確認してみましょう。

	公開空地等	公園	道路
国のきまり	建築基準法・都市計画法	都市公園法	道路法・道路交通法
市のきまり	札幌市が定める条例や規則		
独自のルール	規模や立地等に応じた、場所ごとのルール※		

※ 細かなルールが定められている場合があります。詳細は、活用したいパブリックスペースの管理者に問い合わせしてみましょう。

活 動 　　なにをする？ ～用途ごとに必要な手続きを押さえよう～

パブリックスペースを活用する際は、各窓口での申請手続きが必要ですが、活動の内容によっては別途許可や届出が求められる場合があります。

申請をスムーズに進めるためにも、自分が行いたい活動の内容を整理して、準備が必要な書類がないか、確認してみましょう。

例えば.....

道路の一部に
工作物を設置する

「占有許可申請」が必要。予め道路上に置く必要性を整理し、同時に通行止めするための「使用許可申請」の準備も検討しよう！

飲食を調理して
提供する

「営業許可申請」が必要。予めどのような物を調理し、飲食物として提供するかを整理しておこう！

火気を使用して
催し物をする

「露店等の開設届出書」や消火器の準備が必要。また、場所によっては火気使用自体が厳禁があることにも注意しよう！

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付
録

①公開空地等の活用

■ 公開空地等とは？



公開空地等は、都市開発によって整備された、賑わいや交流などを生むことを目的に、一般に開放された**民有地内の空間**のことをいいます。

市内には、都心部や地下鉄駅周辺において、歩行空間や滞在空間など様々な公開空地等があります。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



■ 公開空地等を活用するには？

公開空地等は、都市計画法等の制度によって整備された、原則、誰でも自由に使うことができる常時解放された場所です。ただし、活用内容が、憩いや賑わいを生み、まちの魅力や活力の向上につながる場合は、活用することができます。

公開空地等の活用のルールや手続き等については、「**札幌市公開空地等の活用に関する要綱**」（以下、要綱）に定めています。詳しい内容は、要綱をご確認ください。

【札幌市公開空地等の活用に関する要綱について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/publicspace/youkou/index.html>



■ 活用できる公開空地等

活用できる公開空地等は、都市計画法に基づく高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区及び地区計画、建築基準法に基づく総合設計制度により整備される空間が対象となります。

【都市計画法（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545

（札幌市HP）https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/04sonota_chiiki.html



【都市計画法（地区計画）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545

（札幌市HP）<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html>



【建築基準法（総合設計制度）について】

問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部管理課 011-211-2859

（札幌市HP）<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kyokanintei/kyokanintei.html>



※「公開空地等がどの制度で整備されたかわからない」など、ご不明な点があれば地域計画課(P. 45)までご連絡ください。

1 パブリックスペースの活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 やいばに

付録

■ 対象外の公開空地等

主に歩行の用に供する「歩道状空地」や「専用通路」などは対象外となります。



歩道状空地



専用通路

■ 公開空地等では、以下のような使い方ができます！



フリーマーケット
(写真：アクティブガーデン)



お祭り会場
(写真：モユクサッポロ)



ミニライブ会場
(写真：ココノススキノ)

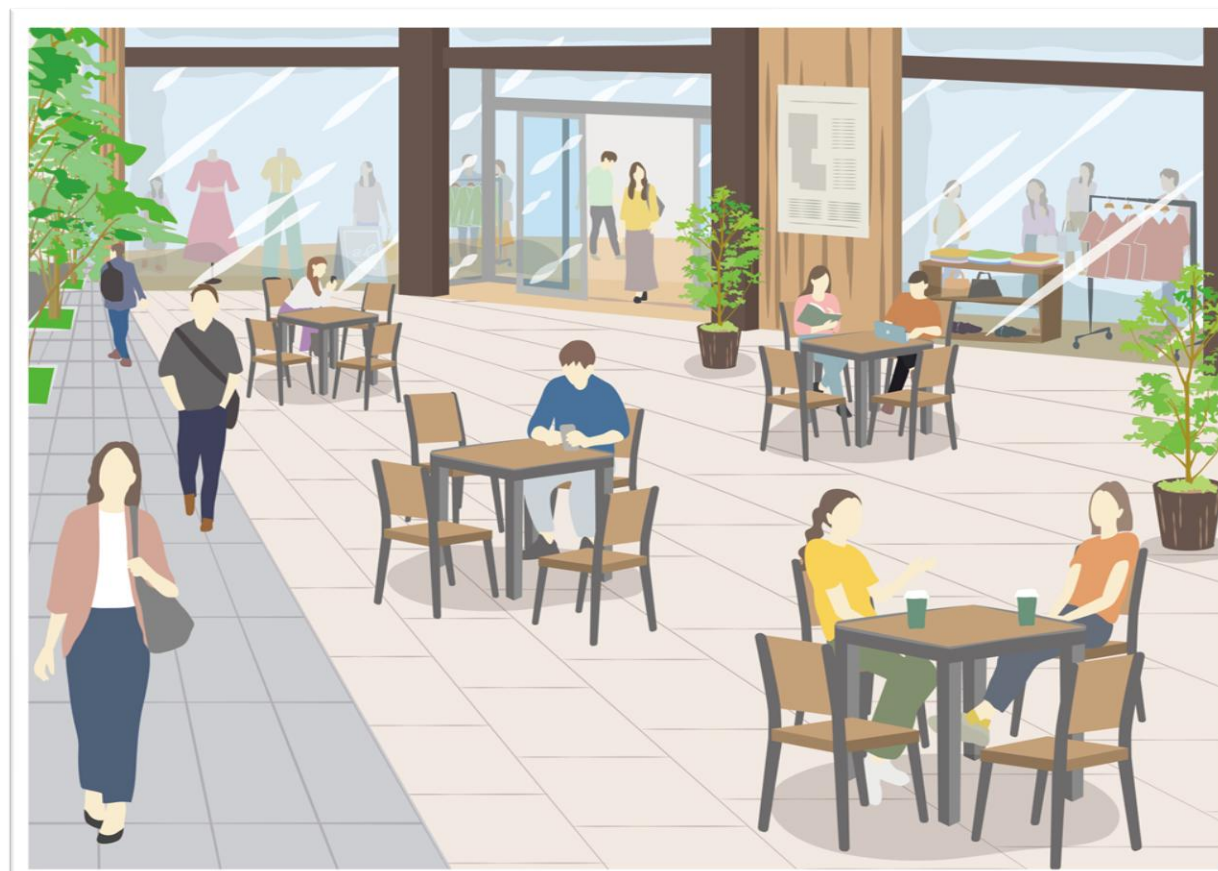


映画鑑賞の場
(写真：創成クロス)



■ 使い方のイメージ

★イベントを開催していないときの活用イメージ



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

★イベントを開催しているときの活用イメージ



5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 活用基準

公開空地等は、以下の基準に沿ってご活用ください！
なお、要綱策定以前に整備された公開空地等についても、可能な限り基準を遵守するようにしましょう。



① 販わい創出や滞留の促進に寄与するア～オのいずれかに該当すること。 ※

ア 飲食物販売と滞留空間の提供

- ・空地内で消費される飲食物の販売等（休憩・飲食スペースも付随して設置）
- ・特定の飲食店等の専用席を設けることは不可

イ マルシェ形式の物品販売等

- ・複数の出店者により、物品の販売等を行うもの

ウ 各種ワークショップ等

- ・出展者と消費者の交流を促す対面形式での
- ・ワークショップや体験イベント等

エ 文化・スポーツ等の上演・上映（無償）

- ・音楽コンサート、演劇、パブリックビューイング等

オ 各種展示会（無償）

- ・文化・芸術の振興、環境等の啓発を目的とした展示、季節の催事に伴う装飾等

活用基準①ア～オについて、基準に適合する活用の具体例をP15～P16に掲載しています。
そちらも併せてご確認ください！



② 地域（周辺住民、町内会、商店街等）に、内容を周知し理解を得るよう努めること。

③ 以下のア～ウを遵守し、公開空地等の機能、景観、環境を著しく阻害しないもの。

ア 閉鎖的な使い方はしないこと。

イ 過度な色彩や、視線を完全に遮断するような工作物等を設置しないこと。

ウ 周辺環境を悪化させないこと。

④ 一般の通行者等が安全かつ円滑に利用・通行できるよう配慮すること。

⑤ ユニバーサルデザインに配慮すること。

⑥ 設置物は容易に撤去可能な構造とすること。

⑦ 年間の活用日数の合計が180日を超えないものであること。 また、同一の活用者による活用が60日を超えないものであること。 ※

⑧ 入場料を徴収するなどして入場者を制限するものでないこと。

※ ①と⑦については、市長承認の手続きにて、承認を受けた場合緩和することができます。
手続きについてはP17をご覧ください。

■ 禁止事項

公開空地等の活用にあたり、以下の行為は禁止となっています。



- 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- 公序良俗に反するもの、又は著しく公益を害するもの。
- 暴力団又は暴力団員、若しくはそれらの利益となる活動。
- 政治活動、宗教活動及び集団示威運動。
- 来場者、周辺の歩行者等へ危害が及ぶおそれがあるもの。
- 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの等。
- 勧誘、又は契約行為を行うもの。
- 宣伝や広告を主として行うもの。
- その他、市長が不適切であると認めるもの。

■ その他、心がけていただきたいこと

公開空地等の活用にあたり、その他以下をお心がけください。



- **安全管理の徹底**
 - ・ 空地内のみならず、周囲の歩行者や利用者への安全管理や配慮も徹底し、トラブルがないようにしましょう。
 - ・ 万が一の事故等に備え、イベント保険等の加入を検討しましょう。
(保険についてはP 32 参照)
- **周辺の交通への影響**
 - ・ 路上駐車や路上駐輪など周辺の交通に影響が生じないようにしましょう。
 - ・ 近隣の駐車場利用や公共交通機関利用の呼びかけをおこないましょう。
- **活用後の原状回復**
 - ・ 公開空地等は長期にわたって多くの方に利用される場所であることから、活用後は元通りに回復しましょう。

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

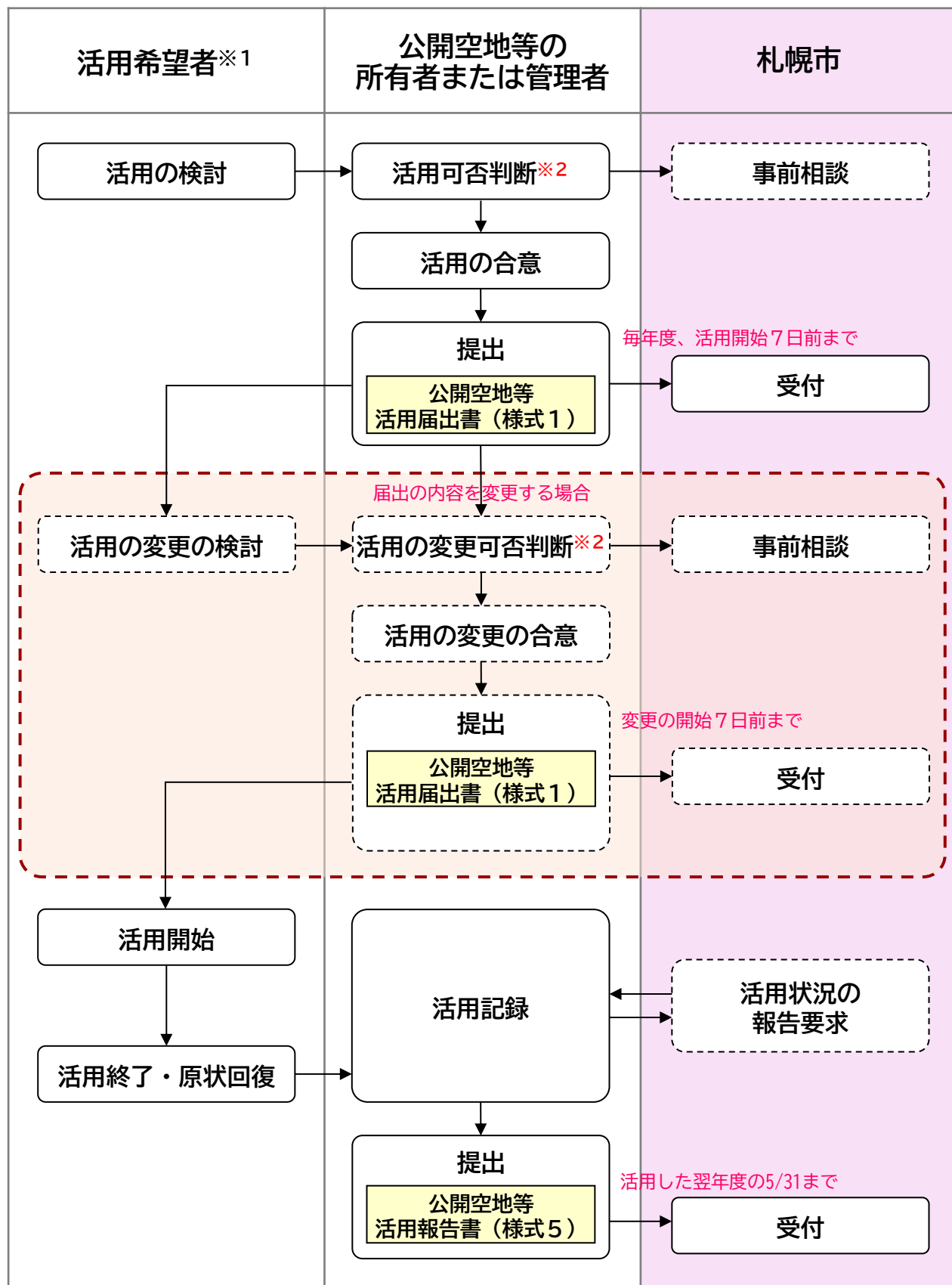
5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 手続きの流れ①（届出による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 1 2 参照）に合致した活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行う必要があります。



※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。

※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。

■ 活用基準①に適合する活用の具体例

ここでは、活用基準①ア～オ（P 12 参照）に適合する具体的な活用事例を掲載しています。ご検討中の内容が基準を満たしているかご不明な場合は、お気軽にご相談ください。



1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

ア 飲食物販売と滞留空間の提供

活用の 具体例

- 地域の交流の促進や、賑わい・憩いの場を提供するために、誰でも利用できる休憩スペースを併設したキッチンカーや屋台の出店

下記のような活用も推奨します！

- 北海道産食材を活用し、POP等でその産地の魅力を発信・周知するもの
- 冬の魅力や新たな楽しみ方を発信するために、雪で作ったかまくらなど札幌ならではの楽しみ方を提供するもの
- 地域の交流や賑わいを創出するために、商店街のお祭りや、季節の催事（さっぽろ夏まつり等）に合わせて出店するもの



イ マルシェ形式の物品販売

活用の 具体例

- 地産地消の促進のための産直市や地域マルシェ
- 市内の作家を支援するためのハンドメイドマルシェ
- 伝統文化の魅力を伝承するための工芸品等のマルシェ

- 特定の1社のアパレル、雑貨、食品などの物品販売は行えません



ウ 各種ワークショップ等

活用の 具体例

- 健康増進や健康意識向上のためのヨガやストレッチ体験会
- 不用品をアート作品にするアップサイクルワークショップ
- 子どもの創造性を育むための親子工作ワークショップ
- 伝統文化の伝承のための工芸品作りワークショップ
- 植物の寄せ植え体験などのワークショップ
- 地域参加型の清掃活動拠点

以下のような活用を行うことはできません

- 事前予約制にするなど、当日誰もが気軽に参加することができないもの
- 入場料を徴収するもの。また、物品等の販売、宣伝、広告、勧誘、契約行為を伴うもの
- 全面を仕切りで囲うなど閉鎖的な使い方をするもの

エ 文化・スポーツ等の上演・上映（無償）

活用の 具体例

- スポーツ振興のためのスポーツ競技のパブリックビューイング
- 市や地域で行われる音楽イベント（例：カルチャーナイト、サッポロ・シティ・ジャズなど）に合わせて実施するコンサート

- 誰でも自由に滞留できるという公開空地等の機能を維持するため、有料のイベントは開催できません



オ 各種展示会（無償）

活用の 具体例

- 環境・健康・防災・安全等に関する意識の醸成や知識の普及のために行う展示
- 地域の子どもたちや学生、市民の作品の展示
- セタ、クリスマス、冬のイルミネーションなど季節行事に合わせた装飾品の設置やフォトスポットの設置など

- 有料の展示会や商品、サービスのプロモーションを目的とした展示会は行うことができません



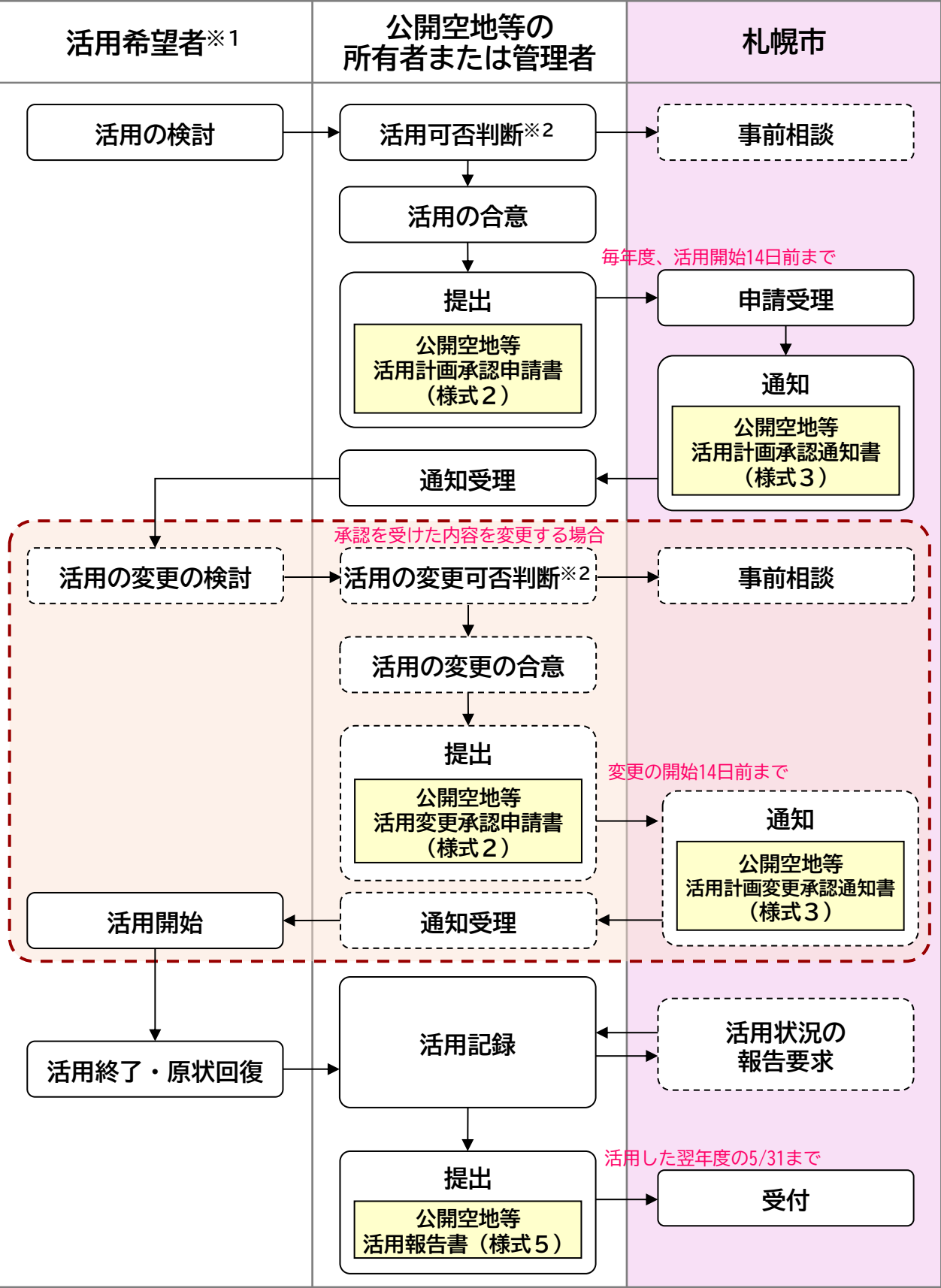
その他、国や地方公共団体が主催するものや、法律で定められる募金活動などを行うことができます。

- 国又は地方公共団体等が主催または共催する物販、イベント、調査、防災訓練、献血活動、市民参加型ごみ拾いの実施拠点
- 法律で定められる募金、国又は地方公共団体が実施する募金、



■ 手続きの流れ②（市長の承認による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 1 2 参照）のうち、①と⑦の項目を緩和するために、第7条で定める施設ごとの独自のルールでの活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行い、札幌市長からエリアマネジメント等の地域一体のまちづくりに資すると承認を受ける必要があります。



- 1
パブリックスペースの活用ガイドラインとは
- 2
パブリックスペースの活用イメージ
- 3
活用に必要な手続き
- 4
活動内容により必要な手続き
- 5
活用実践者の声
- 6
さいごに
- 付録

※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。

※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。

②公園の活用

公園とは？



公園は、豊かな緑に覆われた空間や、市民がくつろいだり体を動かしたりできる場所として、市民の生活する上で、必要不可欠な施設です。

市内には、「モエレ沼公園」のような総合公園から住宅地内の身近な街区公園など、大小様々な公園があります。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



公園を活用するには？

公園は本来、お互いに譲り合いながら自由に利用することができる市民の憩いの場所です。

そのため、活用内容が公園本来の目的に著しく支障を与えないこと、公益性・公開性が担保されていること、一般市民を対象とすることのいずれも満たす必要があります。その上、**具体的な内容について公園管理者の審査を受け、許可を得る必要があります。**

活用にあたって、公園内で興行（一部の公園）、映画撮影、催し物を行う際は「**行為の許可**」が、公園内にベンチ、ステージなどを置く場合には「**占用の許可**」が必要です。

行為の許可

（札幌市都市公園条例第3条）※1

- 業としての写真・映画・テレビ等の撮影
- 興行（入場料を徴収するイベント等）
- 公園の全部または一部を独占して使用を行う場合等

占用の許可

（都市公園法第6条）

- 公園内に工作物等を設置する場合（占用の許可を受けたときは、当該許可に係る事項については、行為の許可を要しない）

「公園使用許可申請書」
（占有を伴う場合も、申請はあわせて1つです）

提出

みどりの管理課 または 各区土木センター※2

※1 遠足や見学会などの行事において多人数で公園を利用する場合は、「公園利用届」を各区土木センターまたは公園管理事務所へ提出する必要があります。

※2 公園により申請先が異なります（P21参照）。

公園使用の許可

- 都市公園法及び「札幌市都市公園条例」に基づき、公園管理者（札幌市）が審査をします。

ご注意ください！

- 公園内での**販売行為（営利行為）は認められません。**
- **市や公共団体、町内会等の営利を目的としない団体※が主催者の場合は、催しの一部として販売行為が認められる場合があります。**※「営利を目的」とは、法人の種類を問わず、販売行為及びサービス提供に従事する者が、その労働の対価、報酬を受け取っていることをいう。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 禁止事項

公園内では、以下の行為は禁止となっています。



- 土地及び公園施設を損傷し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- 木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ごみその他の汚物を捨てること。
- 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

ご注意ください！



- 公園内では、原則**火気の使用ができません**※。

※町内会、プレーパーク（P20参照）活動団体が実施するイベント等によっては、火気を使用できる場合があります。イベント等で火気を取り扱う場合は、必ず内容を整理したうえで、各担当窓口への相談をお願いいたします。

■ その他、心がけていただきたいこと

公園を活用する際には、法律や条例の他に以下の点にも注意しましょう。



- **地域に企画内容を事前に説明しましょう**
 - 公園で行う行為によっては、近隣住民等の方々に影響が生じる可能性があります。事前に、地域の町内会長等に説明し、同意を得るようにしましょう。
- **近隣の人に十分に周知しましょう**
 - 公園で行う行為によっては、騒音や臭いなど近隣住民に影響を与える場合があるため、事前に説明しましょう。
 - 地域の町内会長等への説明は、直前ではなく、余裕をもっておこないましょう ※。
- **公園内や周囲の安全管理を徹底しましょう**
 - 公園内だけでなく、公園に至るまでの道路など周辺にも配慮し、地域住民のボランティアや警備員による雑踏警備をおこなうなど、安全管理を徹底しましょう。
 - 万が一の事故等に備え、保険に加入しておくとい場合があります。（保険についてはP32参照）
- **周辺の交通に影響が生じないようにしましょう**
 - 駐車台数に限りがある公園や、駐車場がない公園もございます。駐車場への待機列が生じることで、一般の通行に支障が生じたり、トラブルに発展する場合があります。また、駐車場に停められないことで、路上駐車や民地への無断駐車も発生します。こうした問題にならないよう、誘導員の配置や公共交通機関利用の呼びかけをおこないましょう。

※地域への事前説明や周知方法にご不明な点があれば地域計画課(P.45)までご連絡ください。



1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

公園では、許可を受けるとこのような使い方ができます！

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは



プレーパークの場として使えます！
(写真：円山公園)

2
パブリックスペース
活用イメージ



地域のお祭りとして使えます！
(写真：平岸郷土芸能祭)

3
活用に必要な
手続き



冬のイベントとして使えます！
(写真：スノーライトin宮の沢 札幌市実証実験)

4
活動内容により
必要な手続き



憩いの空間として使えます！
(写真：SHIN SAPPORO OPEN SPACE)

プレーパークとは？

さっぽろの子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的に、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことのできる場として、既存の公園等において地域住民等が主体的に開催・運営を行うプレーパークを推進しており、現在札幌市では16団体が活動しています。<https://www.sapporo-park.or.jp/playpark/playpark/>

ミニ

コラム

狸二条広場（創成川公園）

指定管理者制度により、管理運営をおこなっている創成川公園・中島公園等の公園の一部では、興行やお祭りなどの催しを行うことが可能です。その一例をご紹介します！



狸二条広場で開催されたイベントの様子

狸二条広場は、創成川公園内にある活用可能な広場空間です。

狸二条広場運営協議会が札幌市と連携し、地域の活性化を図る上で、自主的なイベントの実施や狸二条広場の利用に係る窓口機能等を行っています。

詳細は、下記HPをご覧ください。

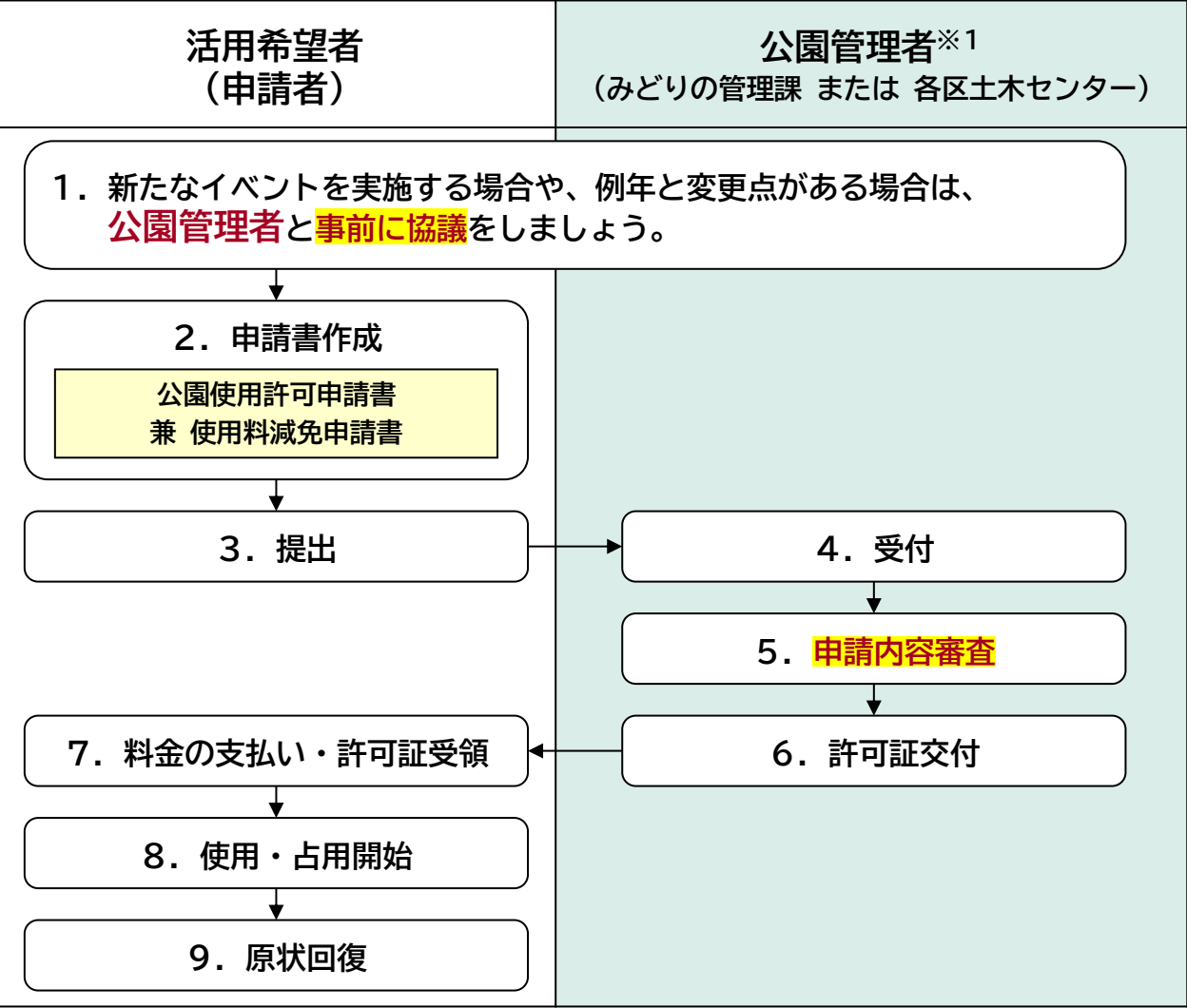
【狸二条広場運営協議会HP】

<https://sites.google.com/view/tanuki2jyo>

※そのほかの公園については、各公園HPをご覧ください。

■ 手続きの流れ

イベントや業として公園を使用する場合や、公園使用の際に工作物等を設置する場合など、使用時の条件に応じた書類の準備が必要です。



※1 各公園の所管部署は以下の通りです。

公園	所管部署
大通公園、創成川公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、手稲稲積公園、豊平川緑地（一部南区土木センターの所管区域あり）	建設局みどりの管理担当部みどりの管理課
厚別公園	スポーツ局スポーツ部施設課
芸術の森	市民文化局文化部文化振興課
その他の公園	公園が所在する区の土木センター

許可	必要書類	料金
公園使用	・ 公園使用許可申請書兼使用料減免申請書 ・ 添付書類 行為の内容が分かるもの（企画書、位置図、イベントパンフレット等）	活用する公園、具体的な占用物、占用面積、期間によって異なります。 詳細は、「札幌市都市公園条例」をご確認ください。
公園占用	・ 上記に加え、設置物の形状や寸法が分かるもの（仕様図等）	

【公園の利用について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/top/chui.html>



1
パブリックスペースの活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付録

③道路の活用

■ 道路とは？



道路は、人や車の「通行」のために利用されるものであり、本来の利用目的以外の活用は一般的に禁止されている、市民が生活する上で必要不可欠な施設です。

道路によって、幅員や車線数など規模も異なり、幹線道路から住宅市内の生活道路まで様々です。

しっかりルールや手続きを理解して、活用を検討しましょう！



■ 道路を活用するには？

道路は本来、一般交通のために利用するものと定められています。

ただし、道路本来の機能を阻害しない範囲において、道路管理者や交通管理者の許可を得ることで、道路の特別使用が認められます。

活用にあたって、道路を使用する際は「**道路使用許可**」が、道路に一定の工作物等を設け、道路を継続して使用する場合にはあわせて「**道路占用許可**」も必要です。

道路使用許可 (道路交通法第77条第1項)

- 道路に石碑、銅像、広告板、アーチ等の**工作物を設けようとする行為**
- 場所を移動しないで、**道路に露店、屋台等を出そうとする行為**
- 道路において**祭礼行事、ロケーション等**をしようとする行為
などを行う場合

「道路使用許可申請書」
提出

管轄警察署

道路占用許可 (道路法第32条第1項)

- 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で道路法施行令第7条で定めるもの
などを設置する場合

「道路占用許可申請書」
提出

各区土木センター

道路使用及び道路占用の許可

- ・ 「道路使用」は道路交通法に基づき交通管理者（警察）が、道路占用は道路法に基づき道路管理者（札幌市）が、それぞれ審査をします。（基準はP24の「ミニコラム」参照）

ご注意ください！

- ・ 札幌市では、イベント等で道路を占用しようとする場合、**昔から慣習で行われる神社祭礼及び町内会や商店街等が主催する催事に限り**、以下の条件で許可できるものとしています。

- 占用場所：管轄警察署の協力を得て道路の通行止等を行う等、支障がない場所
- 占用できる物件※：露店、キッチンカー、テーブル、椅子、テント、看板類など

※ 催事に伴い、周辺の景観や美観を妨げるものでない場合に限りです。

■ 活用する上で心がけていただきたいこと

道路を活用する際には、法律や条例の他に以下の点にも注意しましょう。



● 活用場所の自治会長等に企画内容を事前に説明しましょう

- 道路の通行止めや占有することは、地域の方等の生活に影響が生じます。事前に、町内会長など地域の自治会長等に説明し、同意を得るようにしましょう。

● 地域や近隣の人に十分に周知しましょう

- 特に通行止めする範囲にお住まいの方や事業をおこなっている方にも説明し、事前に同意を得ましょう。
- 説明は、直前ではなく、余裕をもっておこないましょう。



● 交通に支障がでないようにしましょう

- 通行止めの範囲や占有の範囲を広げると交通への影響も大きくなるため、その範囲については、活用場所（道路）を管轄する警察署に事前に相談しましょう。
- 緊急車両が通行できるよう動線を確認しましょう。
- 自動車のための迂回路の設定や誘導員の配置、事前の予告看板の設置など、交通への影響をなるべく小さくするよう、管轄の警察署に事前に相談しましょう。

● 通行止めにする場合、車両の進入規制や誘導員の配置等、歩行者の安全を確保しましょう

- 車両が誤って進入しないように看板やバリケードの設置、誘導員の配置など適切におこないましょう。
- 道路に物を置いて活用する場合、子どもやお年寄り、車いすの方など誰もがゆとりをもって通行できるよう、歩行者の動線を適切に確保しましょう。
- 安全確保のため、自動車だけではなく自転車に対しても、通行禁止のお願いや、押し歩きの呼びかけを行いましょう。



予告看板

1 パブリックスペースの活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 やいじに

付録

道路では、許可を受けるとこのような使い方ができます！

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは



地域のお祭りとして使えます！
(写真：ピクニック・フェス宮の沢)

2
パブリックスペース
活用イメージ



沿道と一体的なマルシェとして使えます！
(写真：平岸マルシェ)

3
活用に必要な
手続き



ミニコンサート会場として使えます！
(写真：マコエキフェス)

4
活動内容により
必要な手続き



社会実験の場として使えます！
(写真：ストリートデザインスクール)

5
活用実践者の声

ミニ

コラム

道路使用と道路占用の許可の基準

道路使用（道路交通法）

- 交通の妨害となるおそれがない場合
- 許可に付された条件に従うことで、交通の妨害となるおそれがない場合
- 交通の妨害となるおそれがあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合

道路占用（道路法）

公共性の原則※1、計画性の原則※2、安全性の原則※3と以下を考慮

- 道路法第32条第1項に定められている物件等であること
- 道路の敷地外に余地がなくやむをえず道路に設置するもの
- 占用の場所、物件等の構造が道路占用許可の基準を満たすもの

※1 特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるべきである（例：高架下の利用について、個人商店よりも公共駐車場や広場の占用を優先）。

※2 将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。

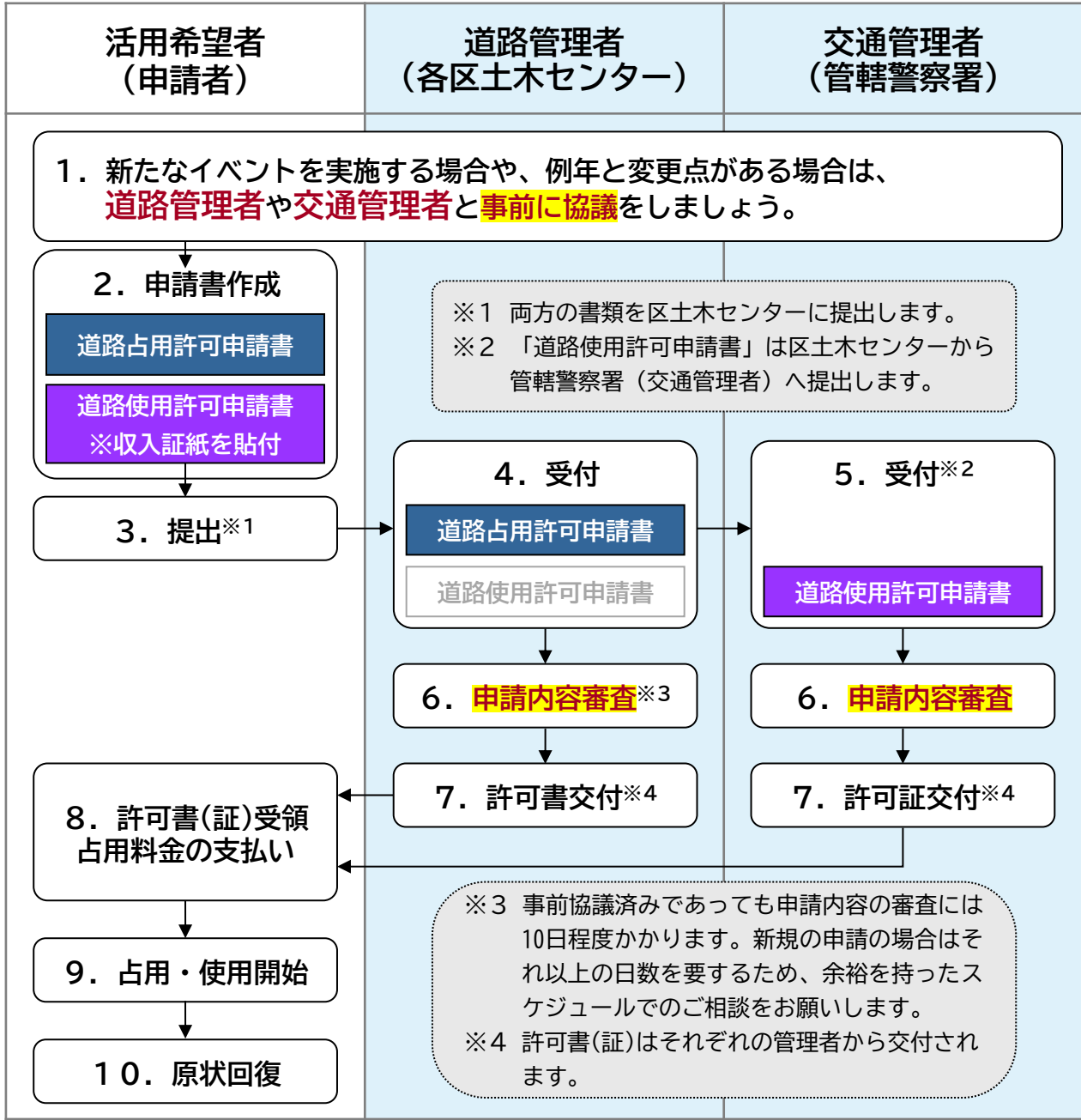
※3 施行令に規定されていない事項についても、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、交通の安全を阻害する占用は排除すべきである（例：道路に大きく突き出した看板や日よけ、道路標識や規制標識に似たデザインの看板などの占用は認められない）。



付録

■ 手続きの流れ

道路占用許可と道路使用許可の申請の流れは以下のとおりです。交通管理上の調整が必要なので、余裕をもって申請してください。



許可	必要書類	料金
道路占用	・ 道路占用許可申請書 ・ 添付書類 （位置図、平面図、占用面積がわかる図面等） ※札幌市道路占用規則第3条参照	具体的な占用物、占用面積、期間によって異なります。詳細は、「札幌市道路占用料条例」をご確認ください。
道路使用	・ 道路使用許可申請書 ・ 道路の使用位置や使用方法が明らかになる図面等	許可申請手数料 北海道収入証紙(2,500円分)

【道路の占用について（札幌市HP）】
<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/index.html>

【道路の使用について（北海道警察HP）】
https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/douro-shiyou/douro_shiyou.html

- 1 パブリックスペース活用ガイドラインとは
- 2 パブリックスペースの活用イメージ
- 3 活用に必要な手続き
- 4 活動内容により必要な手続き
- 5 活用実践者の声
- 6 さいごに
- 付録

J R 駅自由通路（歩行者専用道路）の活用

札幌市では、J R 駅の南北を行き来する自由通路（歩行者専用道路）を地域の皆さんに活用していただくために、一部利用を許可しているものがあります。

通常、道路を活用する際には、道路使用と道路占用の申請・許可が必要（P 2 5 参照）ですが、下記の自由通路は区役所が窓口となり手続きを行うため、活用しやすい空間となっています。

地域の皆さんの交流や活動の活性化に、ぜひご活用ください。

（活用可能な団体）

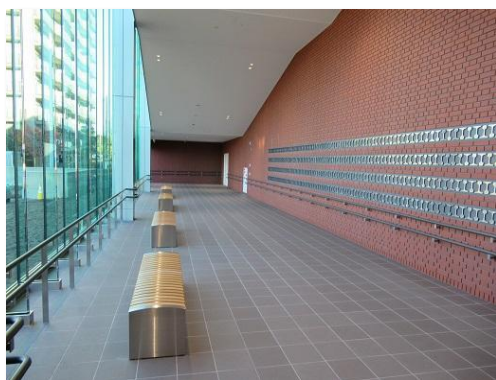
- 自由通路が存する区内に所在する公益法人
 - 構成員の過半数が当該区内に在住・または勤務する市民活動団体
- ※ その他、市、国、地方公共団体及びその外郭団体の活用も可能です。

（活用可能な自由通路）



J R 手稲駅自由通路「あいくる」

広さ	幅2.7m～奥行5m
利用例	芸術・文化活動の発表や情報提供 ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	なし
申請窓口	手稲区市民部総務企画課 ※利用日3か月前の月の第一営業日から先着受付



J R 苗穂駅自由通路活用スペース

広さ	幅5m～奥行26.5m
利用例	パネル展、講習会、講演会、ミニライブ ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	パネル、テーブル、椅子、P A システム、マイク等
申請窓口	東区市民部地域振興課 ※利用日の概ね1か月前までに申請書等を提出



J R 白石駅自由通路活用スペース

広さ	幅3.6m～奥行4m
利用例	情報交流、活動発表 ※物品の販売行為は不可
料金	無料
貸出備品	パネル、パーティション、机、椅子等
申請窓口	白石区市民部地域振興課 ※利用日の概ね1か月前までに申請書等を提出

札幌市では、条例で位置づけている広場として、北3条広場や札幌駅前通地下広場等があり、地域、各種団体のイベントやお祭りなど、様々な用途での利用が可能です。

地域の皆さんのコミュニティ活動や交流の促進に、ぜひご活用ください。

(活用可能な団体)

● 札幌市民に限らず、どなたでも

※ 国又は地方公共団体や、連合町内会等の住民組織その他の公共的団体が事業を行う場合、申込開始日が前倒しできることがあります。

(活用可能な条例広場)



【HP】 <https://www.kita3jo-plaza.jp/>



北3条広場（アカプラ）

広さ	約2,800㎡（うち貸出部分1,290㎡）
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水 ※いずれも利用料あり
料金	219,300円～554,700円
申請窓口	札幌駅前通まちづくり株式会社 ※利用日の6か月前～60日前まで先着受付 ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.sapporo-chikamichi.jp/>



札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）

広さ	24㎡～300㎡ ※貸出場所によって異なる
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、モニター（交差点広場のみ、利用料あり）
料金	7,200円～180,000円
申請窓口	札幌駅前通まちづくり株式会社 ※毎月1日（土日祝を除く）に6か月前の予約受付開始 ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/machi/hiroba.html>



厚別中央市民交流広場（ふれあい広場あつべつ）

広さ	4,775㎡
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水、日よけ、ステージ等
料金	1日13,900円 半日7,000円
申請窓口	厚別区市民部地域振興課 ※利用日の6か月前から先着受付（公共的団体が活用する場合、その限りではない） ※利用相談は随時問い合わせ可能



【HP】 <https://www.city.sapporo.jp/kiyota/facilities/ward-office/koryu-hiroba.html>



清田区市民交流広場（区役所前広場）

広さ	2,778㎡
利用例	イベント、飲食物の販売等
設備	電源、給排水、日よけ、ステージ、駐車場等
料金	1日8,100円 半日4,100円
申請窓口	清田区市民部総務企画課 ※利用日の6か月前から先着受付 ※利用相談は随時問い合わせ可能

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペース
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

4 活動内容により必要な手続き

使い方に応じて守るべきルールを確かめましょう！



あなたの「〇〇の場所で〇〇をやってみたい！」は決まりましたか？

ここでは、パブリックスペースの使い方（活動内容）に応じて守るべきルールや、認識しておくべきことなどを確認していきましょう。

飲食 営業許可

概要

- 食品を調理・提供する場合、原則「**営業許可**」が必要です。
- 札幌市では、公共性の高い「お祭り」や「イベント」等の適用行事に限って、テント等の簡易な設備で食品を調理・提供する「**臨時営業**」を認めています。
- 施設や行事内容によって調理できる食品や手続き等が異なりますので、詳細は担当窓口までご相談ください。



適用行事

次のいずれかに該当する行事※（営業期間は30日以下）

- 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛、後援する行事
- 祭典、花見等市民を対象とした行事で、慣例的に食品の提供施設を伴う行事
- 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等の行事で、連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事

※ 上記の適用行事に該当しない場合（例：デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント）はテント等の簡易な設備では営業できません。

※ 町内会等が主催して自ら管理運営し、団体構成員の親睦等を目的とした小規模な行事では、許可は不要場合があります。（許可が不要な場合も、食品の衛生的な取扱いや食中毒防止のため、「**行事に伴う食品提供計画書**」を提出してください。

調理・提供できる食品

- 臨時営業許可施設では、調理が簡易な食品に限って提供可能です。※
（例：現場で焼く、煮る、蒸す等の調理が1回で完成する食品）

（調理・提供できる食品例）

おでん	豚汁	焼き鳥	焼き貝	いか焼き	たこ焼き	焼きそば
フライドポテト	ホットック	かき氷	ビール	ジュース類	コーヒー	紅茶
甘酒	たいやき	おやき	クレープ	ドーナツ	べっこう飴	チョコバナナ

など

※ 仕入れた食品を調理せず、そのままの状態で販売する場合（包装されていない魚介類や食肉を除く）や、綿あめ・焼きとうもろこしなどの簡易な加工品を販売する場合、営業許可は不要ですが「**営業届出**」が必要です。



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 営業許可を受けるまでの流れ

おおむね2か月前までにご相談ください！



事前相談

- ◎ イベント等の企画段階から事前に担当窓口あてにご相談ください。
- ◎ 「出店予定者一覧」及び「会場※全体図（店舗の配置が分かる地図）」をお持ちください。
- ◎ 行事概要や設備、提供予定食品、調理工程、仕入先等の詳細について伺います。**内容について十分理解されている方がお越しく下さい。**

※ 会場によっては、食品の提供や火気の使用を禁止している場合もありますので、事前に会場の管理者等に確認をとってください。

許可申請

- ◎ 申請手続は営業開始の**2～3週間前**まで済ませてください。
- ◎ 申請に必要な書類等は「**お祭りやイベントで食品の提供を考えている方へ【出店者版】**」※をご確認ください。

※ 【臨時営業について（札幌市HP）】を参照。

許可検査

- ◎ 検査は原則、書面審査で実施します。
- ◎ 提供品目やイベント規模等によっては実地検査が必要となります。許可申請時に窓口で検査日時等の打合せを行います。
- ◎ **施設基準に適合しない場合は許可になりません。**不適事項については改善させ、再度許可検査を受けてください。

許可証の 交付

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。

営業開始

- ◎ 許可証は来場者から見やすい場所に掲示してください。

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 留意事項

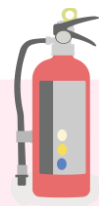
- ・ 手指で直接食品に触れる調理を行う場合にあっては、使い捨て手袋を着用してください。
- ・ 手洗設備には、洗浄・消毒剤等及び使い捨てのペーパータオル等を備えてください。
- ・ 食品は適切な温度と時間の管理を行ってください。
- ・ 下痢その他の症状を呈している従事者を食品の取扱い作業に従事させないでください。
- ・ HACCP（国際的な衛生管理手法）の考え方を取り入れた衛生管理を行ってください。
- ・ 「衛生管理計画書（記録書）」を用いて管理方法を設定し、記録をとってください。
- ・ 記録は2週間程度保管してください。

【臨時営業について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyo/rinji-eigyo.html>



防火 消火器の設置、露店等の開設届出等



■ 概要

- 多数の者の集合する催し※¹で対象火気器具等※²を使用する場合は、消火器の設置が必要です。
- また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合、届出も必要です。

※¹ 一時的に一定の場所に不特定多数の者が集まることにより混乱が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるイベントや行事のことをいい、祭礼、縁日、花火大会、展示会等のように、一定の社会的広がりを持つものを指します。町内会で行われる夏まつり規模も含まれるほか、大学の学園祭なども含まれます。

※² 灯油やガソリンなどの液体燃料、プロパンガスなどの気体燃料、薪や木炭などの固体燃料を使用する器具等又は電気を熱源とする器具等です。例えば、たこ焼き器、フライヤー、わたあめ機、バーベキューこんろ、ポータブルガスこんろ、ストーブ、発電機などがあります。

■ 対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと

- 必ず消火器を準備してください。
- 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認してください。
- 露店等の開設届出を所轄消防署に提出してください。
- 対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票（自己点検チェックシート）により、周囲の防火安全対策が適切に行われているか点検してください。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示してください。

■ 催しの主催者が実施しなければならないこと

露店の関係者及び対象火気器具等を使用する者と調整した上で、

- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器の設置を促してください。
- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートによる自己点検の実施を促してください。
- 露店等の開設届出を取りまとめ、所轄消防署に提出してください。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促してください。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

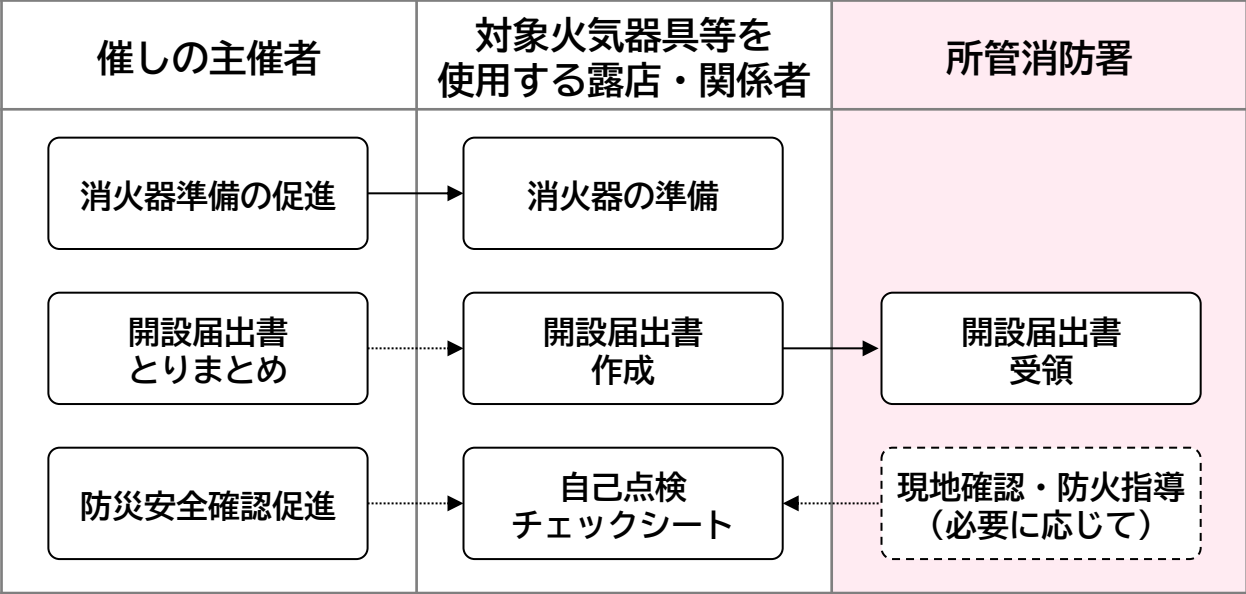
4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 届出までの具体的な流れ



1
パブリックスベース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスベースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付録

■ 指定催し※の主催者が実施しなければならないこと

- 指定催しの防火担当者を選任してください（資格について特段の定めはありません）。
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画（火災予防業務計画）を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせてください。
- 上記の火災予防業務計画を指定催し開催の14日前までに所轄消防署長に届け出てください（提出しなかった場合には、指定催し的主催者に対して30万円以下の罰金が科せられる場合があります）。

※ 祭礼、縁日、花火大会その他の多様な者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、消防庁が定める次の要件に該当する催しで、火災が発生した場合に人命や財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるとして消防庁が指定するものです。

- 1日当たりの人手予想が10万人以上であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店を超えるもの
- 上記に準ずる規模を有する催しとして消防署長が認めるもの（指定催し）北海道神宮例大祭、すすきの祭り

【催しにおける防火安全対策について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/boka/kiki/moyoshi.html>

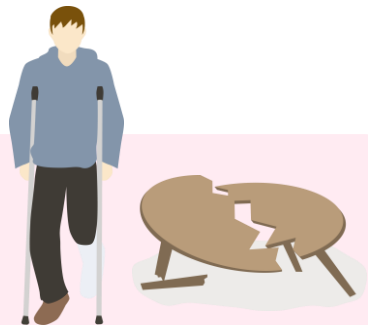


※防火安全対策に関する一般的なご相談は、消防局予防部予防課へお問合せください。
※具体的なお問合せや届出等に関するご相談は、開催する区の消防署予防課へお問合せください。

<札幌市地域活動保険>

■ 概要

- 札幌市地域活動保険（地域のボランティア活動保険）は、自治会、町内会など地域のボランティア活動を行う方がより一層安心して地域活動に取り組んでいただけるよう、活動中の事故等でけがを負ったり、他人の生命や財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったりした場合に補償金を支払う制度です。
- 事前の登録や加入手続きは不要です。札幌市が保険料を負担しあらかじめ保険会社と契約するため、市民の皆様の保険料は必要ありません。



■ 対象者

- 自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会などで地域活動（地域のボランティア活動）をされている方など。

※対象となる団体や事業内容に一定の条件がございますので、以下URLから一度ご確認ください

■ 保険の種類

賠償責任補償 活動中に他人の身体や物に損害を与えた場合の補償

障害補償 活動中の事故でけがなどをした場合の補償

【札幌市地域活動保険について（札幌市HP）】

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html

※保険に関する具体的なご相談は、市民文化局市民自治推進室市民自治推進課へお問合せください。



<その他保険>

- 札幌市地域活動保険以外にも、社会福祉協議会加入者用の保険や、一般の保険会社の保険もあります。活用内容に応じて加入をご検討ください。

保険の種類	保険の内容	相談窓口
ボランティア活動保険	国内におけるボランティア活動中の偶発の事故により、ボランティア自身が被った「ケガ（傷害）」や、ボランティアが活動の対象者などの身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任損害」に対する保険です。	○各区の社会福祉協議会 ○札幌市ボランティア活動センター
ボランティア行事用保険	国内におけるボランティア活動など行事参加中に、行事参加者が偶発の事故でケガをした場合の「傷害保険」、行事主催者が参加者などの身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」があります。	
各種レクリエーション傷害保険	行事参加者全員を被保険者とし、参加者が行事参加中に被る傷害を補償する団体契約。対象となる行事は軽微な危険度のものとなります。	○各保険会社

<屋外広告物の表示・掲出に関する配慮>

■ 概要

- 札幌市では、良好な景観の形成と自然美の維持、また市民生活の安全を期するため、屋外広告物法に基づく「札幌市屋外広告物条例」により、屋外広告物の必要な規制と指導を行っています。そのため、市内で屋外広告物を掲出する場合は、条例の適用を受けない広告物を除き市長の許可を受けてください。

■ 許可を受けるまでの流れ（概要）

申請書の作成・管理者の設置

各区土木センター

許可

掲出

- ◎ 屋外広告物許可申請書
- ◎ 形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面、意匠、色彩と表示の方法
- ◎ 案内図又は付近見取図 など
- ◎ 許可証交付、ステッカー交付、検印捺印
- ◎ 常時必要な管理を怠らないでください。

【屋外広告物について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/>



<衛生管理に関する配慮>

■ 原状回復と清掃管理

- 施設の原状回復と清掃は、活用者にて行ってください。
- 万が一、施設・設備及び貸出備品の破損・傷の付着・着色等が確認された場合は、補修工事費用などの負担が生じる場合があります。
- イベント内容に応じては、利用箇所留まらず、広場全体、及び周辺も含めて清掃を行ってください。

■ ごみ処理

- イベント時に発生したごみは、活用者の責任により処理してください。
- 発生したごみは、ごみ袋またはごみ箱に分別回収し、原則、当日持ち帰りをお願いします。
- イベント参加者に対しては、周辺店舗等や既存のごみステーション等の衛生面に配慮し、イベントで発生したごみは、会場から持ち出さずに処理するよう、看板等による呼び掛けを徹底してください。

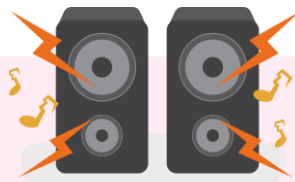


■ 臭気等

- イベントの際に、周辺に影響を与えるような臭い・煙等を発生する恐れのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を考慮し、持ち込み、設置ができません。
- 揮発性の溶剤は持込禁止です。
- イベント会場内（公開空地の範囲内等）を禁煙とするなど、受動喫煙が生じないように配慮しましょう。

■ 音量

- 音響機器使用にあたっては、音量、音質等について周辺に配慮し、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく基準を守ってください。



(例) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域の場合
※用途地域によって基準が異なります。

75 dB以下 拡声器の直下から5m離れた地点

65 dB以下 拡声器を設置している場所の敷地境界

- 近隣より苦情等が出た場合には、中止等の対応を求めることがあります。



参考：騒音の目安（出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会 ※札幌市HPより）

■ 光害

- 照明機器使用にあたっては、適切な配光制御や点灯時間の管理、光量・光色の選択などに配慮してください。

参考：光害対策ガイドライン（環境省）https://www.env.go.jp/air/life/hikari_g/

■ 除排雪

- 冬期において、イベントの内容に応じて、活用に開催期間中の除排雪を行っていただく場合があります。
- イベント開催前に、イベントの事情により除排雪が必要な場合は、管理者（相談窓口）にご連絡ください。



活用実践者の取組を知って、
パブリックスペースの活用ポイントを確認しましょう！



公開空地等の活用

イベント名称	創成イーストシネマ2025 創成クロス会場
実施者	企画・運営：キノマド（主催：サッポロ不動産開発株式会社）
活用場所	公開空地等（創成クロス「創成の森」（札幌市中央区北4条東4丁目））
管理者	サッポロ不動産開発株式会社
占用・使用期間	2025年8月8日、9日、10日
取組概要	夏の夜空の下、都会の喧騒を忘れ、開放的な屋外空間で映画を楽しむことができるイベント。アカプラ等でも開催実績あり。



Q. つかってみて、どうでしたか？
（良い点、課題点等）

A. （良い点）電源が整備されていてとても使いやすかったです。規模感もちょうどいいと感じました。よくイベント利用されている会場とは違って、参加者層もいつもと違っていたところが印象的でした。

（課題点）線路が近く、映画の音と少しだけ干渉してしまったところです。



Q. 公開空地等の活用にあたって、留意することはありますか？

A. マンションが近いことから、騒音に注意しました。参加者が多くなってしまった場合は、歩道上に溢れないよう注意が必要です。映画の選定においても、場所にあった作品とメッセージを考えています。

Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. 市内の様々な場所で上映会を広げていきたいと考えています。また、夜だけのコンテンツだけでなく、昼は古本市など多様な活用もしていきたいです。上映会を希望される方はぜひお問い合わせを！

インタビューを
受けていただいた方

キノマド代表 田口さん (taguchiryo@kinomado.com)
<https://www.kinomado.com/>



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

公開空地等の活用

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

イベント名称	shin-sapporo good summer festival
主催者	一般社団法人新さっぽろエリアマネジメント
活用場所	公開空地等（アクティブガーデン）
管理者	大和ハウス工業株式会社
占有・使用期間	2025年8月21日、23日、24日
取組概要	大人から子どもまで楽しめる体験型イベント。夏の思い出を新さっぽろで作るために、地域の交流と楽しさが詰まった体験型イベントを実施。



Q. つかってみて、どうでしたか？
（良い点、課題点等）

A. アクティブガーデンは商業施設から見えづらい所にあったため、認知度の向上につながりました。集まる場所と企画者（イベント）がいればどのエリアでも地域活性化につながると実感しました。イベント開催時には多くの人が集まり、地域のにぎわい創出に寄与できました。

Q. 公開空地等の活用にあたって、留意することはありますか？

A. イベントを開催してるという告知活動にはお金がかかるため、十分ではありませんでした。告知看板など道路利用等の緩和措置などがあれば、少ない経費で対応ができたと感じました。

Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. 毎年継続して行い、地域の方々が楽しみにして頂けるようなイベントを開催し、アクティブガーデンの認知度を上げるとともに、地域の憩いの場としての位置づけを目指したいです。

インタビューを
受けていただいた方

一般社団法人 新さっぽろエリアマネジメント 杉本さん
<https://shinsatsu-erimane.or.jp/>



公園の活用

イベント名称	SHIN SAPPORO OPEN SPACE
主催者	札幌学院大学
活用場所	科学館公園
管理者	札幌市
占有・使用期間	2025年6月29日
取組概要	公園内に芝生でくつろげるリラククスエリア、シャボン玉や水鉄砲で遊べるアクティブエリア等の自由に使える空間を整備する実験を実施。利用者へのアンケートを行い、公園活用に関するニーズ調査を行った。



Q. つかってみて、どうでしたか？
(良い点、課題点等)

A. 普段はあまり見られない多世代の交流が生まれ、公園が賑わいの空間になったことがよかったと感じました。天候によって利用状況が左右されてしまうということが、屋外で実施するうえでの難しかった点だと考えます。

Q. 公園の活用にあたって、留意することはありますか？

A. 歩行者動線を十分確保し、アクティビティを行う際の安全なエリアを確保することが重要です。また、トラブルなどを防ぐため、周辺の商業施設や住民への配慮も必要です。

Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. 今後は、どのような空間が求められているのか、またどのようにすれば街に賑わいが生まれるのかを、実践的な活動を通じて調べていきたいです。

インタビューを
受けていただいた方

札幌学院大学 経済経営学部 経営学科 齋藤さん

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペース
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

広場の活用

イベント名称

サッポロフラワーカーペット2025

主催者

札幌駅前通地区活性化委員会
SAPPORO フラワーカーペット実行委員会

活用場所

札幌市北3条広場（アカプラ）

管理者

札幌市（指定管理者：札幌駅前通まちづくり（株））

占用・使用期間

2025年6月26日～29日 ※6月26日は制作及び展示

取組概要

市民約500名がカーネーション等の花びらを敷き詰め、巨大な花絵を作る体験型イベント。2025年度はアカプラを中心に都心5会場を彩った。



Q. つかってみて、どうでしたか？
（良い点、課題点等）

A. （良い点）開放的な空間であるため、約500名もの市民ボランティアが一体となって作業する「体験型イベント」の場所として適していました。また、赤れんが庁舎の望む景観の美しさと、花びらを敷き詰めるフラワーカーペットの相性が抜群でした。また、札幌市の景観の種（活用促進景観資源）としても登録され、市民自らが創出する札幌の観光資源として、札幌ならではの景観に個性を与えるイベントに育っています。

（課題点）日常的に多くの市民が通行する広場であるため、制作中の動線確保など、公共性とイベントの両立が難しいと感じました。また、屋外で天候に左右されるため、地区内の屋内空間と連動して実施する工夫が必要だと考えています。

Q. 広場の活用にあたって、留意することはありますか？

A. 広場は、イベント参加者だけのものではなく、普段そこを通る方々にとっても大切な場所であるため、制作中や設営時も「何を作っているのか」を上手く可視化し、完成までの過程をオープンにしながら、通行人の期待感を高めことで、まちへの参画を促すことが重要と考えています。

Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. 2025年度に5会場で開催したように、今後はアカプラを核として、さらに周辺の民間敷地や公開空地とも連動し、都心部の回遊を促すような活用をしたいです。

インタビューを
受けていただいた方

サッポロフラワーカーペット実行委員会 事務局
柴田さん・藤本さん・野夫井さん
<https://www.sapporo-flowercarpet.com/>



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

道路の活用

イベント名称	コンサふれあい通りのホコテン化プロジェクト
主催者	宮の沢まちづくり協議会（ピクニック・フェス宮の沢実行委員会）
活用場所	コンサふれあい通り（宮丘小学校通西線）
管理者	札幌市
占用・使用期間	2025年8月23日 9時～20時半
取組概要	宮の沢ふれあい公園内で行われる地域のお祭り「コンサタウンふれあいフェスタ」の開催にあわせて、来場者の安全性確保のため、前面道路であるコンサふれあい通りを歩行者天国化。 同時に道路上と隣接する白い恋人パーク内で、ピクフェス・フェス宮の沢を開催し、他の会場との往来もしやすくなり、地域の賑わい創出にも寄与。



Q. つかってみて、どうでしたか？
（良い点、課題点等）

A. 道路を活用することのハードルはもともと感じていましたが、実際に活用してみて、歩行者の安全性が格段に向上しました。また、2つのお祭りを繋ぐ道路上でもイベントを行うことで、更なる地域の賑わい創出にもつながり、メリットをとて感じました。

Q. 道路の活用にあたって、留意することはありますか？

A. 道路を通行止めにする際には、しっかりと地域に事前に周知して合意を得ることが重要です。また、当日も充分な誘導員の配置のほか、道路上は強風の影響を受けやすく熱中症のリスクも高いため、適切な対策が不可欠です。

Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. 歩行者天国を、地域の風物詩となるイベントとして将来も続けていきたいです。また、道路の活用を通じて、地域の人や宮の沢に訪れる方の交流が生まれるような活用をしていきたいです。

インタビューを
受けていただいた方

ピクニック・フェス宮の沢実行委員会
<https://www.instagram.com/picnicfes/>



1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペース
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

道路の活用

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

イベント名称	ミニ大通誕生祭
主催者	ミニ大通を未来へつなぐ協議会
活用場所	ミニ大通（北4条線）
管理者	札幌市
占用・使用期間	2024年11月9日、2025年9月20日
取組概要	2024年からミニ大通（北4条線）で開催している「ミニ大通誕生祭」に合わせて、来場者の安全性確保等のため道路の一部を歩行者天国化した。キッチンカーやモルック等の遊び場を設置することで、子供から大人まで安全にイベントを楽しむことができ、地域の賑わい創出にも寄与。



Q. つかってみて、どうでしたか？
（良い点、課題点等）

A. ミニ大通では、稀にかなりスピードを出して走っている車両があったり、自転車や歩行者が乱横断したりするので、通行止めにする事で来場者が安心して、安全にイベントを楽しむことができましたと思います。



Q. 道路の活用にあたって、留意することはありますか？

A. 普段は通れる道路を通行止めするので、車が誤って進入してこないよう、その道路だけでなく、もっと手前の方から看板を設置したり警備員を配置したりして、しっかりと対策する必要があると感じます。



Q. 今後、どのような活用をしていきたいですか？

A. ミニ大通誕生祭のような地域イベントを今後も継続していきたいと考えています。また、周辺のお店や高校、企業などとの連携を強化していき、回遊性のあるアクティビティーを増やすなど、コンテンツが充実した地域イベントとなるように進めていきたいです。

インタビューを
受けていただいた方

ミニ大通を未来へつなぐ協議会

6 さいごに

パブリックスペースを活用する意義と 活用し続けることの必要性を考えてみましょう！



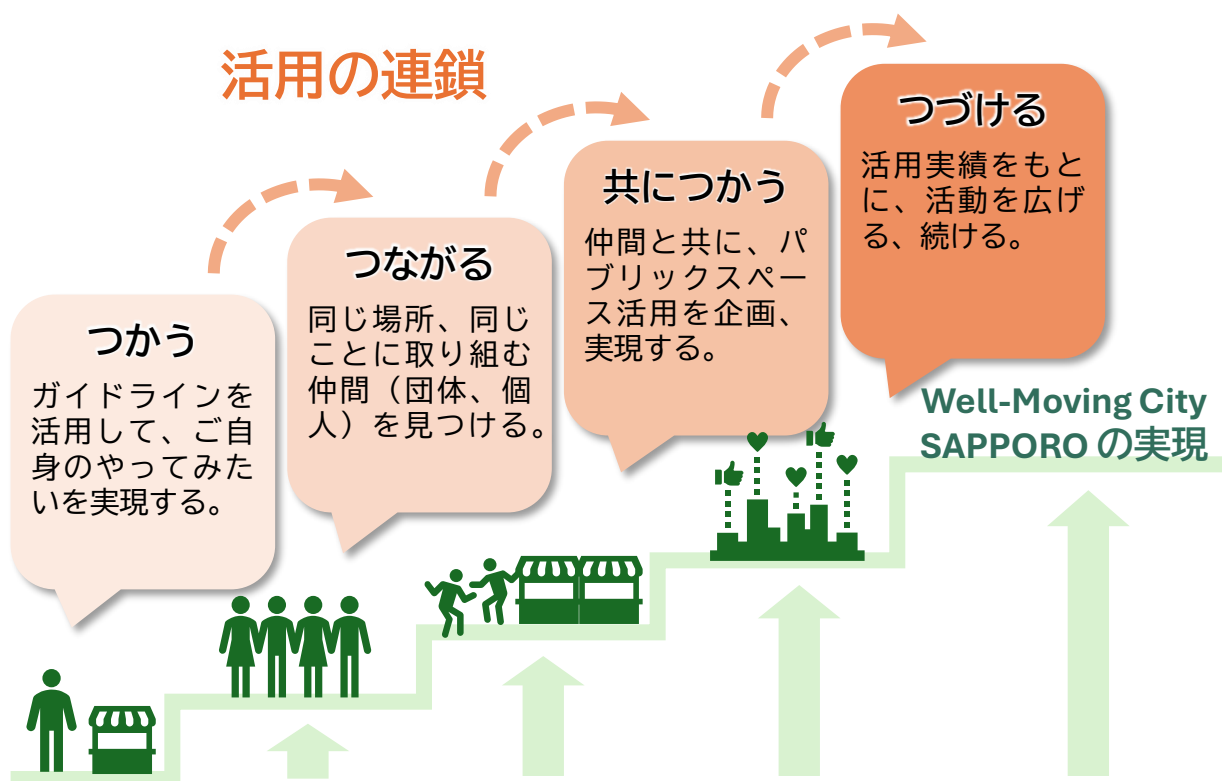
単にパブリックスペースを「つくる」だけではなく、まちの人たちの手で大切に「つかう」ことは、そのまちの魅力向上につながります。

札幌市の各地でパブリックスペースの「つかう」が広がり、都市空間全体の質的向上が図られることで、札幌市が、暮らす人も訪れる人も、いつでもどこでも誰もが心地よいと感じるまちになると考えています。

そのためには、各自で始める小さな「つかう」取組が連鎖して広がっていくことが必要です。

本ガイドラインを活用して、まずは、小さな「つかう」にぜひ挑戦していただきたいと思います。パブリックスペースの活用に挑戦したいという方は、ぜひ各窓口にお問い合わせください。

(パブリックスペースの活用の連鎖)



札幌市は、民間事業者や住民のパートナーとして、情報発信や場づくり（プラットフォーム）の支援など、皆さんの活動を支えます！

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

○公園の活用を支援する取組・制度

指定管理者制度（地方自治法）

①どのような制度なの？

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、**公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る**とともに、経費の節減を図ることを目的とした制度で、地方公共団体が公の施設の管理を他の団体に行わせることができる仕組みです。

札幌市では、従来、「管理委託制度」による運営が行われていた施設について、平成18年4月に「指定管理者制度」に移行しています。また、現在においても、民間の参入機会の拡大を図るという制度の趣旨等を踏まえ、原則公募によって、指定管理者の指定の手続きを行っています。

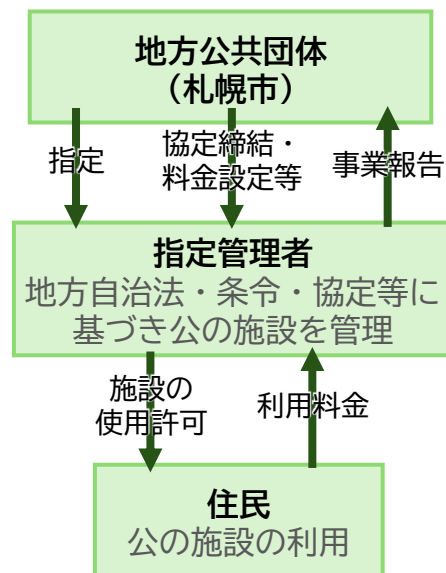
②札幌市における取組

札幌市内には、10ヘクタールを超えるような大規模な公園から、近隣住民を対象とした小さな公園まで、多種多様な公園・緑地が整備されています。

指定管理者制度の指定を受けた公園については、**広場や運動施設等、公園を構成するものに関して指定管理者が運営管理を行う**ことで、公園の快適かつ安全な利用が図られます。

また、指定管理者制度は指定期間（札幌市では5年）が定められており、更新が必要です。これにより、一定の期間毎に、施設の設置目的等に沿った形で最適な団体を指定することができます。

制度更新及び新規導入公園の選定結果については、札幌市のホームページでとりまとめを行っており、確認が可能です。



▲指定管理者制度の仕組み
（総務省資料をもとに作成）

公園名	主な公園施設
旭山記念公園	森の家、レストハウス、展望広場、噴水、森の散策路
五天山公園	パークゴルフ場、炊事広場、環境学習館、水車小屋、ホタルの小川
宮丘公園	芝生広場、遊戯広場、パークゴルフ場

▲令和7年度指定管理者制度更新公園（令和8年4月より管理業務開始）
（札幌市HPより）

○公園の活用を支援する取組・制度

公募設置管理制度 通称：Park-PFI（都市公園法）

①どのような制度なの？

公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

民間事業者が公園施設から得られる収益を活用して、公共部分（下図赤枠）を一体的に整備することで、公園利用者の利便向上や公園の周辺も含めたエリアの魅力向上が期待できます。また、民間事業者側にとっては、法律に基づく各種特例措置によって、公園という優れた立地環境を活かした長期的な戦略に基づく施設運営が可能になります。

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



▲Park-PFIの仕組み（出典：国土交通省）

②札幌市における取組

札幌市では、令和2年2月に定めた「主要公園の管理運営のあり方について」において、公園の魅力向上や持続的な管理運営を実現するための方法の1つとして、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した官民連携推進事業に取り組むこととしています。

北区の百合が原公園では、百合が原公園交流施設「LiLiLi」が札幌市第1号のPark-PFIによる公園交流施設として整備され、令和7年10月にオープンしました。



▲LiLiLi

“豊かに生きる 街と人 知恵と知識が集う場所”（Living Life Library）を由来とし、今後の積雪寒冷地帯Park-PFIをけん引する公民連携拠点としての活躍が期待されます。

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

○道路の活用を支援する取組・制度

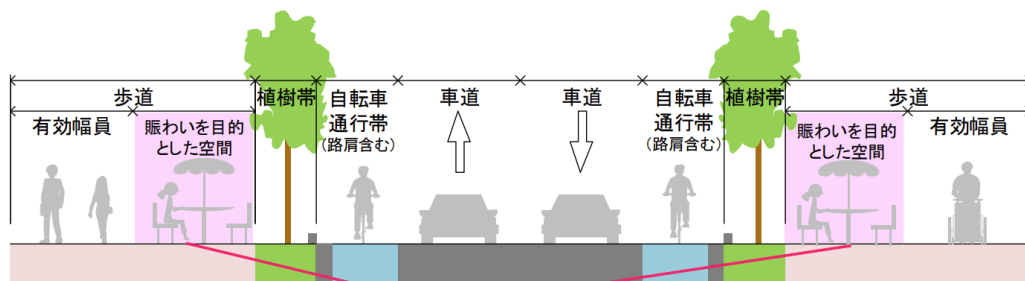
歩行者利便増進道路制度 通称：ほこみち制度（道路法）

①どのような制度なの？

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度です。**歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）**は「**地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築**」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定します。

（ほこみちのメリット：道路構造）

道路管理者が歩道等の中に、**通行空間とは別に「歩行者の利便増進を図る空間」を定めることが可能**になります（下図）。



歩行者の利便増進を図る空間

▲道路構造のイメージ（出典：国土交通省）

（ほこみちのメリット：歩道の利活用）

指定を受けた道路では、「ほこみち」の目的をより効率的に達成するため、また民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくため、**占用特例制度と公募占用制度が適用**されます。これは道路占用許可が柔軟に認められる仕組みであり、**例えばカフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなるなど、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能**になります。



▲道路占用のイメージ（出典：国土交通省）

②札幌市における取組（本郷商店街）

札幌市では、令和8年4月に、**本郷商店街が所在する本郷中央線を、市内第1号の「ほこみち」として指定**しました。

これにより、商店街を中心とした地域コミュニティによって**道路の柔軟な活用が可能**となり、商店街含めた地域が、さらに賑わい、活気づいていくことが期待されます。



▲本郷商店街

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

○お問合せ先一覧

	お問合せ先	電話番号	住所
全般	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	011-211-2545	中央区北1条西2丁目
Well-Moving	まちづくり政策局政策企画部政策推進担当課	011-211-2139	中央区北1条西2丁目
公開空地等	■高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、地区計画 ⇒まちづくり政策局都市計画部地域計画課	011-211-2545	中央区北1条西2丁目
	■総合設計制度 ⇒都市局建築指導部管理課	011-211-2859	中央区北1条西2丁目
公園	■大通公園、創成川公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、手稲稲積公園、豊平川緑地（一部南区土木センター所管） ⇒建設局みどりの管理担当部みどりの管理課	011-211-2536	中央区南1条東1丁目5大通バスセンタービル
	■厚別公園 ⇒スポーツ局スポーツ部施設課	011-211-3045	中央区北2条西1丁目
	■芸術の森 ⇒市民文化局文化部文化振興課	011-211-2261	中央区北1条西2丁目
	■その他の公園 ⇒公園が所在する区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6
	・白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1
道路	■道路占用 ⇒道路が所在する区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付録

	お問合せ先	電話番号	住所
道路	・ 白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・ 厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・ 豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・ 清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・ 南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・ 西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・ 手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1
	■道路使用 ⇒活用場所（道路）を管轄している警察署 ※管轄については道警HPをご覧ください		
	・ 中央警察署	011-242-0110	中央区北1条西5丁目4番地
	・ 東警察署	011-704-0110	東区北16条東1丁目3番15号
	・ 西警察署	011-666-0110	西区西野2条5丁目3番60号
	・ 南警察署	011-552-0110	中央区南29条西11丁目1番1号
	・ 北警察署	011-727-0110	北区北24条西8丁目2番20号
	・ 白石警察署	011-814-0110	白石区菊水3条5丁目4番2号
	・ 豊平警察署	011-813-0110	豊平区豊平7条13丁目1番15号
J R 駅 自 由 通 路	■JR手稲駅自由通路「あいくる」 ⇒手稲区市民部総務企画課	011-681-2427	手稲区前田1条11丁目
	■JR苗穂駅自由通路活用スペース ⇒東区市民部地域振興課	011-741-2429	東区北11条東7丁目1-1
	■JR白石駅自由通路活用スペース ⇒白石区市民部地域振興課	011-861-2422	白石区南郷通1丁目南8
条 例 広 場	■北3条広場（アカプラ） ⇒札幌駅前通まちづくり株式会社	011-211-6406	中央区北3条西3丁目1番地札幌駅前藤井ビル
	■厚別中央市民交流広場（ふれあい広場あつべつ） ⇒厚別区市民部地域振興課	011-895-2442	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
	■清田区市民交流広場（区役所前広場） ⇒清田区市民部総務企画課	011-889-2006	清田区平岡1条1丁目2-1
飲 食	■営業許可 ⇒各区保健センター		
	・ 中央保健センター健康・子ども課	011-205-3356	中央区南3条西11丁目
	・ 北保健センター健康・子ども課	011-757-1183	北区北25条西6丁目
	・ 東保健センター健康・子ども課	011-711-3213	東区北10条東7丁目
	・ 白石保健センター健康・子ども課	011-862-1883	白石区南郷通1丁目南
	・ 厚別保健センター健康・子ども課	011-895-5921	厚別区厚別中央1条5丁目
	・ 豊平保健センター健康・子ども課	011-822-2478	豊平区平岸6条10丁目
	・ 清田保健センター健康・子ども課	011-889-2408	清田区平岡1条1丁目

	お問合せ先	電話番号	住所
飲食	・南保健センター健康・子ども課	011-581-5213	南区真駒内幸町1丁目
	・西保健センター健康・子ども課	011-621-4247	西区琴似2条7丁目
	・手稲保健センター健康・子ども課	011-688-8598	手稲区前田1条11丁目
防火	■防火安全対策に関する一般的な相談 ⇒消防局予防部予防課	011-215-2040	中央区南4条西10丁目
	■具体的な問合せ・届出等の相談 ⇒開催する区の消防署予防課		
	・中央消防署予防課	011-215-2120	中央区南4条西10丁目
	・北消防署予防課	011-737-2100	北区北24条西8丁目
	・東消防署予防課	011-781-2100	東区北24条東17丁目
	・白石消防署予防課	011-861-2100	白石区南郷通6丁目北
	・厚別消防署予防課	011-892-2100	厚別区厚別中央1条5丁目
	・豊平消防署予防課	011-852-2100	豊平区月寒東1条8丁目
	・清田消防署予防課	011-883-2100	清田区平岡1条1丁目
	・南消防署予防課	011-581-2100	南区真駒内上町5丁目
	・西消防署予防課	011-667-2100	西区発寒10条4丁目
	・手稲消防署予防課	011-681-2100	手稲区手稲本町2条5丁目
保険	■札幌市地域活動保険 ⇒市民文化局市民自治推進室市民自治推進課	011-211-2253	中央区北1条西2丁目
屋外広告物	■屋外広告物の表示・掲出 ⇒広告物が掲出される区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6
	・白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録



パブリックスペース活用ガイドライン

発 行 札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

TEL: 011-211-2545

FAX: 011-218-5113

E-Mail: chiikikeikaku@city.sapporo.jp

